

○租税特別措置法（抄）

（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）

第二十九条の二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十八条第二項の決議（同法第二百三十九条第一項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項の規定による取締役会の決議を含む。）により新株予約権（政令で定めるものに限る。以下この項において「新株予約権」という。）を与えられる者とされた当該決議（以下この条において「付与決議」という。）のあつた株式会社若しくは当該株式会社がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める関係にある法人の取締役、執行役若しくは使用人である個人（当該付与決議のあつた日において当該株式会社の政令で定める数の株式を有していた個人（以下この項及び次項において「大口株主」という。）及び同日において当該株式会社の大口株主に該当する者の配偶者その他の当該大口株主に該当する者と政令で定める特別の関係があつた個人（以下この項及び次項において「大口株主の特別関係者」という。）を除く。以下この項、次項及び第六項において「取締役等」という。）若しくは当該取締役等の相続人（政令で定めるものに限る。以下この項、次項及び第六項において「権利承継相続人」という。）又は当該株式会社若しくは当該法人の取締役、執行役及び使用人である個人以外の個人（大口株主及び大口株主の特別関係者を除き、中小企業等経営強化法第十三条に規定する認定新規中小企業者等に該当する当該株式会社が同法第九条第二項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画（当該新株予約権の行使の日以前に同項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。）に従つて行う同法第二条第八項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓に従事する同項に規定する社外高度人材（当該認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて当該新株予約権を与えられる者に限る。以下この項において同じ。）で、当該認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の同法第八条第二項第二号に掲げる実施時期の開始の日（当該認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更により新たに当該社外高度人材活用新事業分野開拓に従事することとなつた社外高度人材にあつては、当該変更について受けた同法第九条第一項の規定による認定の日。次項第二号において「実施時期の開始等の日」という。）から当該新株予約権の行使の日まで引き続き居住者である者に限る。以下この条において「特定従事者」という。）が、当該付与決議に基づき当該株式会社と当該取締役等又は当該特定従事者との間に締結された契約により与えられた当該新株予約権（当該新株予約権に係る契約において、次に掲げる要件（当該新株予約権が当該取締役等に対して与えられたものである場合には、第一号から第六号までに掲げる要件）が定められているものに限る。以下この条において「特定新株予約権」という。）を当該契約に従つて行使することにより当該特定新株予約権に係る株式の取得をした場合には、当該株式の取得に係る経済的利益については、所得税を課さない。ただし、当該取締役等若しくは権利承継相続人又は当該特定従事者（以下この項及び次項において「権利者」という。）が、当該特定新株予約権の行使をすることにより、その年における当該行使に際し払い込むべき額（以下この項及び次項において「権利行使価額」という。）と当該権利者がその年において既にした当該特定新株予約権及び他の特定新株予約権の行使に係る権利行使価額との合計額が、千二百万円を超えることとなる場合には、当該千二百万円を超えることとなる特定新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益については、この限りでない。

三 当該新株予約権の行使に係る一株当たりの権利行使価額は、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社の株式の当該契約の締結の時にける一株当たりの価額に相当する金額以上であること。

四～八 省 略

2～13 省 略

○所得税基本通達（抄）

（株式等を取得する権利の価額）

23～35 共—9 令第84条第3項第1号及び第2号に掲げる権利の行使の日又は同項第3号に掲げる権利に基づく払込み若しくは給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日。以下この項において「権利行使日等」という。）における同条第3項本文の株式の価額は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次による。

(1) これらの権利の行使により取得する株式が金融商品取引所に上場されている場合 当該株式につき金融商品取引法第130条の規定により公表された最終の価格（同日に最終の価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終の価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。以下この項において同じ。）とする。

(2) これらの権利の行使により取得する株式に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合において、当該株式が上場されていないとき 当該旧株の最終の価格を基準として当該株式につき合理的に計算した価額とする。

(3) (1)の株式及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該株式又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき (1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額とする。

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に依り、それぞれ次に定める価額とする。

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し（以下この項において「公募等」という。）が行われるもの（イに該当するものを除く。） 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

（注）公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいう。

ハ 売買実例のないものでその株式の発行人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの 権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

（注）この取扱いは、令第354条第2項（（新株予約権の行使に関する調書））に規定する「当該新株予約権を発行又は割当てをした株式会社の株式の1株当たりの価額」について準用する。

○財産評価基本通達（抄）

（取引相場のない株式の評価上の区分）

178 取引相場のない株式の価額は、評価しようとするその株式の発行会社（以下「評価会社」という。）が次の表の大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれ次項の定めによって評価する。ただし、同族株主以外の株主等が取得した株式又は特定の評価会社の株式の価額は、それぞれ188（（同族株主以外の株主等が取得した株式））又は189（（特定の評価会社の株式））の定めによって評価する。

規模区分	区分の内容	総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数	直前期末以前1年間における取引金額
大会社	従業員数が70人以上の会社又は右のいずれかに該当する会社	卸売業	20億円以上（従業員数が35人以下の会社を除く。）
		小売・サービス業	15億円以上（従業員数が35人以下の会社を除く。）
		卸売業、小売・サービス業以外	15億円以上（従業員数が35人以下の会社を除く。）
中会社	従業員数が70人未満の会社で右のいずれかに該当する会社（大会社に該当する場合を除く。）	卸売業	7,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）
		小売・サービス業	4,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）
小会社	従業員数が70人未満の会社で右のいずれにも該当する会社	卸売業	7,000万円未満又は従業員数が5人以下
		小売・サービス業	4,000万円未満又は従業員数が5人以下
		卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円未満又は従業員数が5人以下

上の表の「総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）及び従業員数」及び「直前期末以前1年間における取引金額」は、それぞれ次の（1）から（3）により、「卸売業」、「小売・サービス業」又は「卸売業、小売・サービス業以外」の判定は（4）による。

（1） 「総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、課税時期の直前に終了した事業年度の末日（以下「直前期末」という。）における評価会社の各資産の帳簿価額の合計額とする。

（2） 「従業員数」は、直前期末以前1年間に於いてその期間継続して評価会社に勤務していた従業員（就業規則等で定められた1週間当たりの労働時間が30時間未満である従業員を除く。以下この項において「継続勤務従業員」という。）の数に、直前期末以前1年間に於いて評価会社に勤務していた従業員（継続勤務従業員を除く。）のその1年間に於ける労働

時間の合計時間数を従業員 1 人当たり年間平均労働時間数で除して求めた数を加算した数とする。

この場合における従業員 1 人当たり年間平均労働時間数は、1,800時間とする。

(3) 「直前期末以前 1 年間における取引金額」は、その期間における評価会社の目的とする事業に係る収入金額（金融業・証券業については収入利息及び収入手数料）とする。

(4) 評価会社が「卸売業」、「小売・サービス業」又は「卸売業、小売・サービス業以外」のいずれの業種に該当するかは、上記(3)の直前期末以前 1 年間における取引金額（以下この項及び181—2（（評価会社の事業が該当する業種目））において「取引金額」という。）に基づいて判定し、当該取引金額のうちに 2 以上の業種に係る取引金額が含まれている場合には、それらの取引金額のうち最も多い取引金額に係る業種によって判定する。

(注) 上記(2)の従業員には、社長、理事長並びに法人税法施行令第71条（（使用人兼務役員とされない役員））第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる役員は含まないのであるから留意する。

（取引相場のない株式の評価の原則）

179 前項により区分された大会社、中会社及び小会社の株式の価額は、それぞれ次による。

(1) 大会社の株式の価額は、類似業種比準価額によつて評価する。ただし、納税義務者の選択により、1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によつて計算した金額）によつて評価することができる。

(2) 中会社の株式の価額は、次の算式により計算した金額によつて評価する。ただし、納税義務者の選択により、算式中の類似業種比準価額を 1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によつて計算した金額）によつて計算することができる。

$$\text{類似業種比準価額} \times L + 1 \text{ 株当たりの純資産価額（相続税評価額によつて計算した金額）} \times (1 - L)$$

上の算式中の「L」は、評価会社の前項に定める総資産価額（帳簿価額によつて計算した金額）及び従業員数又は直前期末以前 1 年間における取引金額に応じて、それぞれ次に定める割合のうちいずれか大きい方の割合とする。

イ 総資産価額（帳簿価額によつて計算した金額）及び従業員数に応ずる割合

卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
4 億円以上（従業員数が35人以下の会社を除く。）	5 億円以上（従業員数が35人以下の会社を除く。）	5 億円以上（従業員数が35人以下の会社を除く。）	0.90
2 億円以上（従業員数が20人以下の会社を除く。）	2 億5,000万円以上（従業員数が20人以下の会社を除く。）	2 億5,000万円以上（従業員数が20人以下の会社を除く。）	0.75
7,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）	4,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）	5,000万円以上（従業員数が5人以下の会社を除く。）	0.60

(注) 複数の区分に該当する場合には、上位の区分に該当するものとする。

ロ 直前期末以前 1 年間における取引金額に応ずる割合

卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	割合
7 億円以上30億円未満	5 億円以上20億円未満	4 億円以上15億円未満	0.90
3 億5,000万円以上 7 億円未満	2 億5,000万円以上 5 億円未満	2 億円以上 4 億円未満	0.75

2 億円以上 3 億5,000万円未満	6,000万円以上 2 億5,000万円未満	8,000万円以上 2 億円未満	0.60
---------------------	------------------------	------------------	------

(3) 小会社の株式の価額は、1株当たりの純資産価額（相続税評価額によつて計算した金額）によつて評価する。ただし、納税義務者の選択により、Lを0.50として（2）の算式により計算した金額によつて評価することができる。

（類似業種比準価額）

180 前項の類似業種比準価額は、類似業種の株価並びに1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額（帳簿価額によつて計算した金額）を基とし、次の算式によつて計算した金額とする。この場合において、評価会社の直前期末における資本金等の額（法人税法第2条（定義）第16号に規定する資本金等の額をいう。以下同じ。）を直前期末における発行済株式数（自己株式（会社法第113条第4項に規定する自己株式をいう。以下同じ。）を有する場合には、当該自己株式の数を控除した株式数。以下同じ。）で除した金額（以下「1株当たりの資本金等の額」という。）が50円以外の金額であるときは、その計算した金額に、1株当たりの資本金等の額の50円に対する倍数を乗じて計算した金額とする。

$$\bullet A \times \{ [((B)) \div B) + (((C)) \div C) + (((D)) \div D)] \div 3 \} \times 0.7$$

●

(1) 上記算式中の「A」、「((B))」、「((C))」、「((D))」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による。

「A」＝類似業種の株価

「((B))」＝評価会社の1株当たりの配当金額

「((C))」＝評価会社の1株当たりの利益金額

「((D))」＝評価会社の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によつて計算した金額）

「B」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

「C」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

「D」＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によつて計算した金額）

(注) 類似業種比準価額の計算に当たっては、((B))、((C))及び((D))の金額は183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))により1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額として計算することに留意する。

(2) 上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社の株式を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社の株式を評価する場合には「0.5」とする。

（類似業種）

181 前項の類似業種は、大分類、中分類及び小分類に区分して別に定める業種（以下「業種目」という。）のうち、評価会社の事業が該当する業種目とし、その業種目が小分類に区分されているものにあつては小分類による業種目、小分類に区分されていない中分類のものにあつては中分類の業種目による。ただし、納税義務者の選択により、類似業種が小分類による業種目にあつてはその業種目の属する中分類の業種目、類似業種が中分類による業種目にあつてはその業種目の属する大分類の業種目を、それぞれ類似業種とすることができる。

（評価会社の事業が該当する業種目）

181—2 前項の評価会社の事業が該当する業種目は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の(4)の取引金額に基づいて判定した業種目とする。

なお、当該取引金額のうちに2以上の業種目に係る取引金額が含まれている場合の当該評価会社の事業が該当する業種目は、取引金額全体のうちに占める業種目別の取引金額の割合（以下この項において「業種目別の割合」という。）が50%を超える業種目とし、その割合が50%を超える業種目がない場合は、次に掲げる場合に応じたそれぞれの業種目とする。

- (1) 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似する小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合
その中分類の中にある類似する小分類の「その他の〇〇業」
なお、これを図により例示すれば、次のとおり。
- (2) 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似しない小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（(1)に該当する場合を除く。）
その中分類の業種目
なお、これを図により例示すれば、次のとおり。
- (3) 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似する中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合
その大分類の中にある類似する中分類の「その他の〇〇業」
なお、これを図により例示すれば、次のとおり。
- (4) 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似しない中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（(3)に該当する場合を除く。）
その大分類の業種目
なお、これを図により例示すれば、次のとおり。
- (5) (1)から(4)のいずれにも該当しない場合
大分類の業種目の中の「その他の産業」

(類似業種の株価)

182 180((類似業種比準価額))の類似業種の株価は、課税時期の属する月以前3か月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いものとする。ただし、納税義務者の選択により、類似業種の前年平均株価又は課税時期の属する月以前2年間の平均株価によることができる。

この場合の各月の株価並びに前年平均株価及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価は、業種目ごとにそれぞれの業種目に該当する上場会社（以下「標本会社」という。）の株式の毎日の最終価格の各月ごとの平均額（1株当たりの資本金の額等（資本金の額及び資本剰余金の額の合計額から自己株式の額を控除した金額をいう。以下同じ。）を50円として計算した金額）を基に計算した金額によることとし、その金額は別に定める。

(評価会社の1株当たりの配当金額等の計算)

183 180((類似業種比準価額))の評価会社の「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、それぞれ次による。

- (1) 「1株当たりの配当金額」は、直前期末以前2年間におけるその会社の剰余金の配当金額（特別配当、記念配当等の名称による配当金額のうち、将来每期継続することが予想できない金額を除く。）の合計額の2分の1に相当する金額を、直前期末における発行済株式数（1株当たりの資本金等の額が50円以外の金額である場合には、直前期末における資本金等の額を50円で除して計算した数によるものとする。（2）及び（3）において同じ。）で除して計算した金額とする。
- (2) 「1株当たりの利益金額」は、直前期末以前1年間における法人税の課税所得金額（固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を除く。）に、その所得の計算上益金に算入されなかった剰余金の配当（資本金等の額の減少によるものを除く。）等の金額（所得税額に相当する金額を除く。）及び損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額（その金額が負数のときは、0とする。）を、直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。ただし、納税義務者の選択により、直前期末以前2年間の各事業年度について、それぞれ法人税の課税所得金額を基とし上記に準じて計算した金額の合計額（その合計額が負数のときは、0とする。）の2分の1に相当する金額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とすることができる。

(3) 「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、直前期末における資本金等の額及び法人税法第2条((定義))第18号に規定する利益積立金額に相当する金額（法人税申告書別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額）の合計額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。

(注) 1 上記(1)の「剰余金の配当金額」は、各事業年度中に配当金交付の効力が発生した剰余金の配当金額（資本金等の額の減少によるものを除く。）を基として計算することに留意する。

2 利益積立金額に相当する金額が負数である場合には、その負数に相当する金額を資本金等の額から控除するものとし、その控除後の金額が負数となる場合には、その控除後の金額を0とするのであるから留意する。

(類似業種の1株当たりの配当金額等の計算)

183—2 180((類似業種比準価額))の類似業種の「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの年利益金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、財務諸表（連結財務諸表を作成している標本会社にあつては、連結財務諸表）に基づき、各標本会社について、前項の(1)、(2)及び(3)の定めに基づいて計算した1株当たりの配当金額、1株当たりの年利益金額及び1株当たりの純資産価額（帳簿価額によつて計算した金額）を基に計算した金額によることとし、その金額は別に定める。

この場合において、「資本金等の額」とあるのは、「資本金の額等」と、「法人税の課税所得金額（固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を除く。）に、その所得の計算上益金に算入されなかった剰余金の配当（資本金等の額の減少によるものを除く。）等の金額（所得税額に相当する金額を除く。）及び損金に算入された繰越欠損金の控除額を加算した金額」とあるのは、「税引前当期純利益の額」と、「資本金等の額及び法人税法第2条((定義))第18号に規定する利益積立金額に相当する金額（法人税申告書別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額）」とあるのは、「純資産の部」と読替えて計算した金額とする。

(類似業種比準価額の修正)

184 180((類似業種比準価額))の定めにより類似業種比準価額を計算した場合において、評価会社の株式が次に該当するときは、同項の定めにより計算した価額をそれぞれ次の算式により修正した金額をもって類似業種比準価額とする。

(1) 直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合

180((類似業種比準価額))の定めにより計算した価額－株式1株に対して受けた配当の金額

(2) 直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合

(180((類似業種比準価額))の定めにより計算した価額＋割当てを受けた株式1株につき払い込んだ金額×株式1株に対する割当株式数)÷(1＋株式1株に対する割当株式数又は交付株式数)

(純資産価額)

185 179((取引相場のない株式の評価の原則))の「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」は、課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額（この場合、評価会社が課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）並びに家屋及びその附属設備又は構築物（以下「家屋等」という。）の価額は、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価するものとし、当該土地等又は当該家屋等に係る帳簿価額が課税時期における通常取引価額に相当すると認められる場合には、当該帳簿価額に相当する金額によって評価することができるものとする。以下同じ。）の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び186—2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))により計算した評価差額に対する法人税額等に相当す

る金額を控除した金額を課税時期における発行済株式数で除して計算した金額とする。ただし、179((取引相場のない株式の評価の原則))の(2)の算式及び(3)の1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)については、株式の取得者とその同族関係者(188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)に定める同族関係者をいう。)の有する議決権の合計数が評価会社の議決権総数の50%以下である場合においては、上記により計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)に100分の80を乗じて計算した金額とする。

(注) 1 1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)の計算を行う場合の「発行済株式数」は、直前期末ではなく、課税時期における発行済株式数であることに留意する。

2 上記の「議決権の合計数」及び「議決権総数」には、188—5((種類株式がある場合の議決権総数等))の「株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決権の数」を含めるものとする。

(純資産価額計算上の負債)

186 前項の課税時期における1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)の計算を行う場合には、貸倒引当金、退職給与引当金、納税引当金その他の引当金及び準備金に相当する金額は負債に含まれないものとし、次に掲げる金額は負債に含まれることに留意する(次項及び186—3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))において同じ。))。

(1) 課税時期の属する事業年度に係る法人税額、消費税額、事業税額、道府県民税額及び市町村民税額のうち、その事業年度開始の日から課税時期までの期間に対応する金額(課税時期において未払いのものに限る。)

(2) 課税時期以前に賦課期日のあつた固定資産税の税額のうち、課税時期において未払いの金額

(3) 被相続人の死亡により、相続人その他の者に支給することが確定した退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与の金額

(評価差額に対する法人税額等に相当する金額)

186—2 185((純資産価額))の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に37%(法人税(地方法人税を含む。))、事業税(特別法人事業税を含む。))、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合)を乗じて計算した金額とする。

(1) 課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額(以下この項において「課税時期における相続税評価額による総資産価額」という。)から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額

(2) 課税時期における相続税評価額による総資産価額の計算の基とした各資産の帳簿価額の合計額(当該各資産の中に、現物出資若しくは合併により著しく低い価額で受け入れた資産又は会社法第2条第31号の規定による株式交換(以下この項において「株式交換」という。))、会社法第2条第32号の規定による株式移転(以下この項において「株式移転」という。))若しくは会社法第2条第32号の2の規定による株式交付(以下この項において「株式交付」という。))により著しく低い価額で受け入れた株式(以下この項において、これらの資産又は株式を「現物出資等受入れ資産」という。))がある場合には、当該各資産の帳簿価額の合計額に、現物出資、合併、株式交換、株式移転又は株式交付の時ににおいて当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額から当該現物出資等受入れ資産の帳簿価額を控除した金額(以下この項において「現物出資等受入れ差額」という。))を加算した価額)から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額

(注) 1 現物出資等受入れ資産が合併により著しく低い価額で受け入れた資産(以下(注)1において「合併受入れ資産」という。))である場合において、上記(2)の「この通

達に定めるところにより評価した価額」は、当該価額が合併受入れ資産に係る被合併会社の帳簿価額を超えるときには、当該帳簿価額とする。

2 上記（２）の「現物出資等受入れ差額」は、現物出資、合併、株式交換、株式移転又は株式交付の時ににおいて現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額が課税時期において当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額を上回る場合には、課税時期において当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額から当該現物出資等受入れ資産の帳簿価額を控除した金額とする。

3 上記（２）のかっこ書における「現物出資等受入れ差額」の加算は、課税時期における相続税評価額による総資産価額に占める現物出資等受入れ資産の価額（課税時期においてこの通達に定めるところにより評価した価額）の合計額の割合が20%以下である場合には、適用しない。

【編注】 平成28年4月6日課評2－10他の改正は、平成28年4月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用。

（評価会社が有する株式等の純資産価額の計算）

186—3 185（（純資産価額））の定めにより、課税時期における評価会社の各資産を評価する場合において、当該各資産のうちに取引相場のない株式があるときの当該株式の1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、当該株式の発行会社の課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した金額の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額を課税時期における当該株式の発行会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。

なお、評価会社の各資産のうちに出資及び転換社債型新株予約権付社債（197—5（（転換社債型新株予約権付社債の評価））の（３）のロに定めるものをいう。）のある場合についても、同様とする。

（注） この場合における1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）の計算に当たっては、186—2（（評価差額に対する法人税額等に相当する金額））の定めにより計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除しないのであるから留意する。

（株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正）

187 179（（取引相場のない株式の評価の原則））の定めにより取引相場のない株式を評価した場合において、その株式が次に掲げる場合に該当するものであるときは、その価額を、それぞれ次の算式により修正した金額によって評価する。

（１） 課税時期が配当金交付の基準日の翌日から、配当金交付の効力が発生する日までの間にある場合

179（（取引相場のない株式の評価の原則））の定めにより評価した価額－株式1株に対して受ける予想配当の金額

（２） 課税時期が株式の割当ての基準日、株式の割当てのあった日又は株式無償交付の基準日のそれぞれ翌日からこれらの株式の効力が発生する日までの間にある場合

（179（（取引相場のない株式の評価の原則））の定めにより評価した価額＋割当てを受けた株式1株につき払い込むべき金額×株式1株に対する割当株式数）÷（1＋株式1株に対する割当株式数又は交付株式数）

（同族株主以外の株主等が取得した株式）

188 178（（取引相場のない株式の評価上の区分））の「同族株主以外の株主等が取得した株式」は、次のいずれかに該当する株式をいい、その株式の価額は、次項の定めによる。

（１） 同族株主のいる会社の株式のうち、同族株主以外の株主の取得した株式

この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者（法人税法施行令第4条（（同族関係者の範囲））に規定する特殊の関係

のある個人又は法人をいう。以下同じ。)の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の30%以上(その評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の50%超である会社にあつては、50%超)である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。

(2) 中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの(課税時期において評価会社の役員(社長、理事長並びに法人税法施行令第71条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)である者及び課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。)の取得した株式

この場合における「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族(これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である会社を含む。)の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主をいう。

(3) 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式

(4) 中心的な株主がおり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である場合におけるその株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの((2)の役員である者及び役員となる者を除く。)の取得した株式

この場合における「中心的な株主」とは、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいう。

(同族株主以外の株主等が取得した株式の評価)

188—2 前項の株式の価額は、その株式に係る年配当金額(183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)に定める1株当たりの配当金額をいう。ただし、その金額が2円50銭未満のもの及び無配のものにあつては2円50銭とする。)を基として、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、その金額がその株式を179((取引相場のない株式の評価の原則))の定めにより評価するものとして計算した金額を超える場合には、179((取引相場のない株式の評価の原則))の定めにより計算した金額によって評価する。

● (その株式に係る年配当金額÷10%) × (その株式の1株当たりの資本金等の額÷50円) ●

(注) 上記算式の「その株式に係る年配当金額」は1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額であるので、算式中において、評価会社の直前期末における1株当たりの資本金等の額の50円に対する倍数を乗じて評価額を計算することとしていることに留意する。

(評価会社が自己株式を有する場合の議決権総数)

188—3 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社が自己株式を有する場合には、その自己株式に係る議決権の数は0として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となることに留意する。

(議決権を有しないこととされる株式がある場合の議決権総数等)

188—4 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社の株主のうちに会社法第308条第1項の規定により評価会社の株式につき議決権を有しないこととされる会社があるときは、当該会社の有する評価会社の議決権の数は0として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となることに留意する。

(種類株式がある場合の議決権総数等)

188—5 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社が会社法第108条第1項に掲げる事項について内容の異なる種類の株式(以下この項において「種類株式」という。)を発行している場合における議決権の数又は議決権総数の判定に当たっては、種類株式のうち株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決権の数を含めるものとする。

(投資育成会社が株主である場合の同族株主等)

188—6 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までについては、評価会社の株主のうちに投資育成会社(中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号))に基づいて設立された中小企業投資育成株式会社をいう。以下この項において同じ。)があるときは、次による。

(1) 当該投資育成会社が同族株主(188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)に定める同族株主をいう。以下同じ。)に該当し、かつ、当該投資育成会社以外に同族株主に該当する株主がいない場合には、当該投資育成会社は同族株主に該当しないものとして適用する。

(2) 当該投資育成会社が、中心的な同族株主(188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(2)に定める中心的な同族株主をいう。以下(2)において同じ。)又は中心的な株主(188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(4)に定める中心的な株主をいう。以下(2)において同じ。)に該当し、かつ、当該投資育成会社以外に中心的な同族株主又は中心的な株主に該当する株主がいない場合には、当該投資育成会社は中心的な同族株主又は中心的な株主に該当しないものとして適用する。

(3) 上記(1)及び(2)において、評価会社の議決権総数からその投資育成会社の有する評価会社の議決権の数を控除した数をその評価会社の議決権総数とした場合に同族株主に該当することとなる者があるときは、その同族株主に該当することとなる者以外の株主が取得した株式については、上記(1)及び(2)にかかわらず、188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するものとする。

(注) 上記(3)の「議決権総数」及び「議決権の数」には、188—5((種類株式がある場合の議決権総数等))の「株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決権の数」を含めるものとする。

(特定の評価会社の株式)

189 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の「特定の評価会社の株式」とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等に応じて定めた次に掲げる評価会社の株式をいい、その株式の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

なお、評価会社が、次の(2)又は(3)に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が次の(2)又は(3)に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとする。

(1) 比準要素数1の会社の株式

183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)、(2)及び(3)に定める「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」のそれぞれの金額のうち、いずれか2が0であり、かつ、直前々期末を基準にして同項の定めに基づきそれぞれの金額を計算した場合に、それぞれの金額のうち、いずれか2以上が0である評価会社(次の(2)から(6)に該当するものを除く。以下「比準要素数1の会社」という。)の株式の価額は、次項の定めによる。

(注) 配当金額及び利益金額については、直前期末以前3年間の実績を反映して判定することになるのであるから留意する。

(2) 株式等保有特定会社の株式

課税時期において評価会社の有する各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうちに占める株式、出資及び新株予約権付社債（会社法第2条（定義）第22号に規定する新株予約権付社債をいう。）（189—3（株式等保有特定会社の株式の評価））において、これらを「株式等」という。）の価額の合計額（189—3（株式等保有特定会社の株式の評価））において「株式等の価額の合計額（相続税評価額によって計算した金額）」という。）の割合が50%以上である評価会社（次の（3）から（6）までのいずれかに該当するものを除く。以下「株式等保有特定会社」という。）の株式の価額は、189—3（株式等保有特定会社の株式の評価）の定めによる。

(3) 土地保有特定会社の株式

課税時期において、次のいずれかに該当する会社（次の（4）から（6）までのいずれかに該当するものを除く。以下「土地保有特定会社」という。）の株式の価額は、189—4（土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価）の定めによる。

イ 178（取引相場のない株式の評価上の区分）の定めにより大会社に区分される会社（同項の定めにより小会社に区分される会社（同項に定める総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）が、評価会社の事業が卸売業に該当する場合には20億円以上、卸売業以外に該当する場合には15億円以上のものに限る。）を含む。）で、その有する各資産をこの通達の定めるところにより評価した価額の合計額のうちに占める土地等の価額の合計額の割合（以下「土地保有割合」という。）が70%以上である会社

ロ 178（取引相場のない株式の評価上の区分）の定めにより中会社に区分される会社（同項の定めにより小会社に区分される会社（同項に定める総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）が、評価会社の事業が卸売業に該当する場合には7,000万円以上、小売・サービス業に該当する場合には4,000万円以上、卸売業、小売・サービス業以外に該当する場合には5,000万円以上で、上記イに該当しないものに限る。）を含む。）で、土地保有割合が90%以上である会社

(4) 開業後3年未満の会社等の株式

課税時期において次に掲げるイ又はロに該当する評価会社（次の（5）又は（6）に該当するものを除く。以下「開業後3年未満の会社等」という。）の株式の価額は、189—4（土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価）の定めによる。

イ 開業後3年未満であるもの

ロ 183（評価会社の1株当たりの配当金額等の計算）の（1）、（2）及び（3）に定める「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」のそれぞれの金額がいずれも0であるもの

（注） 配当金額及び利益金額については、直前期末以前2年間の実績を反映して判定することになるのであるから留意する。

(5) 開業前又は休業中の会社の株式

開業前又は休業中である評価会社の株式の価額は、189—5（開業前又は休業中の会社の株式の評価）の定めによる。

(6) 清算中の会社の株式

清算中である評価会社の株式の価額は、189—6（清算中の会社の株式の評価）の定めによる。

（比準要素数1の会社の株式の評価）

189—2 189（特定の評価会社の株式）の（1）の「比準要素数1の会社の株式」の価額は、185（純資産価額）の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する（この場合における1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式に係る議

決権の合計数が比準要素数 1 の会社の185((純資産価額))のただし書に定める議決権総数の50%以下であるときには、同項の本文の定めにより計算した 1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。）。ただし、上記の比準要素数 1 の会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、L を0.25として、179((取引相場のない株式の評価の原則))の(2)の算式により計算した金額によって評価することができる（この場合における当該算式中の 1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、本項本文かっこ書と同様とする。）。

なお、当該株式が188((同族株主以外の株主等が取得した株式))に定める同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合には、その株式の価額は、188—2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の本文の定めにより計算した金額（この金額が本項本文又はただし書の定めによって評価するものとして計算した金額を超える場合には、本項本文又はただし書（納税義務者が選択した場合に限る。）の定めにより計算した金額）によって評価する。

(注) 上記の「議決権の合計数」には、188—5((種類株式がある場合の議決権総数等))の「株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決権の数」を含めるものとする。189—3((株式等保有特定会社の株式の評価))及び189—4((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価))においても同様とする。

(株式等保有特定会社の株式の評価)

189—3 189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式等保有特定会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した 1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する。この場合における当該 1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式に係る議決権の合計数が株式等保有特定会社の185((純資産価額))のただし書に定める議決権総数の50%以下であるときには、上記により計算した 1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。ただし、上記の株式等保有特定会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、次の(1)の「S ↓1の金額」と(2)の「S ↓2の金額」との合計額によって評価することができる。

なお、当該株式が188((同族株主以外の株主等が取得した株式))に定める同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合には、その株式の価額は、188—2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の本文の定めにより計算した金額（この金額が本項本文又はただし書の定めによって評価するものとして計算した金額を超える場合には、本項本文又はただし書（納税義務者が選択した場合に限る。）の定めにより計算した金額）によって評価する。

(1) S ↓1の金額

S ↓1の金額は、株式等保有特定会社の株式の価額を178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から184((類似業種比準価額の修正))まで、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))及び186—2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))の定めに基づいて計算した金額とする。ただし、評価会社の株式が189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数 1 の会社の株式」の要件（同項の(1)のかっこ書の要件を除く。）にも該当する場合には、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の大会社、中会社又は小会社の区分にかかわらず、189—2((比準要素数 1 の会社の株式の評価))の定め（本文のかっこ書、ただし書のかっこ書及びなお書を除く。）に基づいて計算した金額とする。これらの場合において、180((類似業種比準価額))に定める算式及び185((純資産価額))の本文に定める 1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、それぞれ次による。

イ 180((類似業種比準価額))に定める算式は、次の算式による。

$$\bullet A \times \{ [(((B)) - ((b))) \div B + (((C)) - ((c))) \div C + (((D)) - ((d))) \div D] \div 3 \} \times 0.7 \bullet$$

(イ) 上記算式中「A」、「(B)」、「(C)」、「(D)」、「B」、「C」及び「D」は、180((類似業種比準価額))の定めにより、「(b)」、「(c)」及び「(d)」は、それぞれ次による。

「(b)」=183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)に定める評価会社の「1株当たりの配当金額」に、直前期末以前2年間の受取配当金等の額(法人から受ける剰余金の配当(株式又は出資に係るものに限るものとし、資本金等の額の減少によるものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配(出資に係るものに限る。))及び新株予約権付社債に係る利息の額をいう。以下同じ。)の合計額と直前期末以前2年間の営業利益の金額の合計額(当該営業利益の金額に受取配当金等の額が含まれている場合には、当該受取配当金等の額の合計額を控除した金額)との合計額のうちに占める当該受取配当金等の額の合計額の割合(当該割合が1を超える場合には1を限度とする。以下「受取配当金等收受割合」という。)を乗じて計算した金額

「(c)」=183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(2)に定める評価会社の「1株当たりの利益金額」に受取配当金等收受割合を乗じて計算した金額

「(d)」=次の①及び②に掲げる金額の合計額(上記算式中の「(D)」を限度とする。)

① 183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(3)に定める評価会社の「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」に、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の(1)に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)のうちに占める株式等の帳簿価額の合計額の割合を乗じて計算した金額

② 直前期末における法人税法第2条((定義))第18号に規定する利益積立金額に相当する金額を直前期末における発行済株式数(1株当たりの資本金等の額が50円以外の金額である場合には、直前期末における資本金等の額を50円で除して計算した数によるものとする。)で除して求めた金額に受取配当金等收受割合を乗じて計算した金額(利益積立金額に相当する金額が負数である場合には、0とする。)

(ロ) 上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社の株式を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社の株式を評価する場合には「0.5」とする。

ロ 185((純資産価額))の本文に定める1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、同項本文及び186—2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))の「各資産」を「各資産から株式等を除いた各資産」と読み替えて計算した金額とする。

(2) S↓2の金額

S↓2の金額は、株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)からその計算の基とした株式等の帳簿価額の合計額を控除した場合において残額があるときは、当該株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)から当該残額に186—2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))に定める割合を乗じて計算した金額を控除し、当該控除後の金額を課税時期における株式等保有特定会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。この場合、当該残額がないときは、当該株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)を課税時期における株式等保有特定会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。

(土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価)

189—4 189((特定の評価会社の株式))の(3)の「土地保有特定会社の株式」又は同項の

（４）の「開業後３年未満の会社等の株式」の価額は、185（（純資産価額））の本文の定めにより計算した１株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する。この場合における当該各株式の１株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）については、それぞれ、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式に係る議決権の合計数が土地保有特定会社又は開業後３年未満の会社等の185（（純資産価額））のただし書に定める議決権総数の50%以下であるときは、上記により計算した１株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。

なお、当該各株式が188（（同族株主以外の株主等が取得した株式））に定める同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合には、その株式の価額は、188—２（（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価））の本文の定めにより計算した金額（この金額が本項本文の定めによって評価するものとして計算した金額を超える場合には、本項本文の定めにより計算した金額）によって評価する。

（開業前又は休業中の会社の株式の評価）

189—５ 189（（特定の評価会社の株式））の（５）の「開業前又は休業中の会社の株式」の価額は、185（（純資産価額））の本文の定めにより計算した１株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する。

（清算中の会社の株式の評価）

189—６ 189（（特定の評価会社の株式））の（６）の「清算中の会社の株式」の価額は、清算の結果分配を受ける見込みの金額（２回以上にわたり分配を受ける見込みの場合には、そのそれぞれの金額）の課税時期から分配を受けると見込まれる日までの期間（その期間が１年未満であるとき又はその期間に１年未満の端数があるときは、これを１年とする。）に应ずる基準年利率による複利現価の額（２回以上にわたり分配を受ける見込みの場合には、その合計額）によって計算する。

（株式の割当てを受ける権利等の発生している特定の評価会社の株式の価額の修正）

189—７ 189—２（（比準要素数１の会社の株式の評価））から189—５（（開業前又は休業中の会社の株式の評価））までの定めにより特定の評価会社の株式を評価した場合（その株式を188—２（（同族株主以外の株主等が取得した株式の評価））の本文の定めにより評価した場合を除く。）において、その株式が187（（株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正））の（１）又は（２）に掲げる場合に該当するときは、その価額を、187（（株式の割当てを受ける権利等の発生している株式の価額の修正））の（１）又は（２）の算式に準じて修正した金額によって評価する。